

〈2014年11月30日国際開発学会企画セッション報告要約〉

③原発震災後の被災者支援を巡る国家と市民社会のあり方に関する考察  
—市民社会の役割と課題—

宇都宮大学 重田 康博

shigeta@cc.utsunomiya-u.ac.jp

キーワード：原発震災、被災者・避難者、国家、市民社会、人間の安全保障

1.はじめに

3.11福島原発震災は、福島だけでなく、栃木、茨城、群馬など北関東を含む多くの地域を放射能汚染被害をもたらし、避難や防護を強いられる被災者・避難者が多数存在している。今回の福島原発震災は、国家や企業によって進められてきた日本の原子力産業の最悪な惨事であり、避難させられた住民、特に弱き女性と子どもがその被害の犠牲者となり、過去の国策事業の失敗と同じ構造の延長上に位置し、悲劇は繰り返されている。本報告は、人間の安全保障に関する理論的示唆をもとに、原発事故の被災者に支援を行い、国家に対して政策提言や住民参加の働きかけを行う市民社会について、ガバナンスに関わるアクターとして立場からその役割と課題を分析し、その被災者に対する支援を巡る国家と市民社会の関係のあり方を考察する。本報告で調査を行った市民社会組織は、福島県内外で特に女性や子ども支援を行っているNPO(3団体)や国際協力NGO(2団体)、またネットワーク組織として福島のNPOネットワーク(1団体)、国際協力のNGOネットワーク(1団体)の7団体で、支援活動の現状、活動支援や政策提言する際の住民側、国側の課題について、インタビュー調査を実施した。本報告でNPOという時福島県内外で活動する国内組織を指し、NGOという時国際協力を行うNGOを指す。

2.原発事故被災者の支援の現状と課題—問題の所在

3.11以後原発被害の実態と課題、被災者、避難者の立場から、宇都宮大学「福島乳幼児妊産婦支援プロジェクト」では、福島県内・栃木県内等で調査を実施した結果、福島県内避難者、県外避難者、特に女性や子どもの権利が侵害されていることが実証され、国への要望書を提出した<sup>1</sup>。この間、2012年6月民主党政権時代に議員立法で成立した「原発事故子ども・被災者支援法」は被災者や避難者を支援するための支援法であるが、いまだに実施されず、この支援について早期に実施するように市民団体やNGOが国への働きかけや批判を強めてきたが、現在まで具体的な進展はなく膠着状態である。これと並行して、2012年11月福島原発事故後の人権状況を事実調査した、国連人権理事会のアナンド・グローバー氏による『グローバー勧告』<sup>2</sup>が2013年5月27日に国連人権委員会に提出された。同勧告には、緊急対応、避難者指示、健康調査等日本政府の対応を健康の権利の観点から包括的検証にし、検証「年間追加被爆線量1ミリシーベルト」を基準とする住民保護の施策や「子ども被災者支援法」の早期の実

1 宇都宮大学国際学部多文化公共圏センター(2012)「福島乳幼児妊産婦支援プロジェクト」『福島乳幼児・妊産婦プロジェクト(FSP)報告書』、(2014)『福島乳幼児・妊産婦プロジェクト(FSP)報告書』

2 国連人権委員会アナンド・グローバー(2013)『到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利に関する国連特別報告者の報告(グローバー勧告)』

施など、人権を中心に今後の改善に向けた重要な勧告が提起されている。

### 3.NPO・NGOによる支援の現状と課題

今回福島原発震災後 NGO がどのように被災者・避難者支援に関わり、国にどのような提言をしているかを把握するために、日本の国際協力 NGO、福島 NPO、ネットワーク NPO・NGO へのインタビュー調査を行った。その結果、NPO・NGO による支援活動の現状は、以下の通りである。

①県内避難者、県外被害者・避難者を福島県内外の NPO・NGO が支援

②状況の変化により住民の意識が変化している

③ネットワーク NGO が大きな役割を果たしている

○うつくしま NPO ネットワーク

○国際協力 NGO センター (JANIC)

一方、NPO・NGO が活動支援や政策提言する際の住民側、国側の課題は、以下の通りである。

①子どもの保養や女性への支援

②住民に倦怠感がある

③ NPO・NGO による国や自治体のへの依存

④国は「支援法」を実施せず、グローバル勧告を無視している

⑤国は人権の保護の基準を浸透させず避難者の「避難する権利」を保証していない

⑥国は低線量被爆を過小評価し、結果的に被災者・避難者の分断政策を行っている

⑦ NGO の役割は、被災者・避難者の支援と国へ働きかけや提言

### 4.あとかぎ—国家と市民社会の関係のあり方

福島第一原子力発電所事故を契機に国家主導による一方的な開発や経済成長偏重による開発のあり方に対する批判や疑問が出され、特に福島の乳幼児を含めた子どもや女性たち等脆弱な

立場にある人々は南の国々において強制的に「周辺化された立場に追いやられた人々」との共通性が見出される。ガバナンスに関わるアクターとして NPO・NGO を含めた市民社会の役割は、国家や自治体ができないこれらの「周辺化された立場に追いやられた人々」への人道的支援を行うことである。それが、人間の安全保障という観点から、市民社会が行う道義上・倫理上の義務でもある。今後市民社会は、国家によるグローバル化を進める国々にそのような脆弱で周辺化された人々の権利擁護をどのように求めるのかを問いていかなければいけない。

### 参考文献

宇都宮大学国際学部多文化公共圏センター (2012) 「福島乳幼児妊産婦支援プロジェクト」『福島乳幼児・妊産婦プロジェクト (FSP) 報告書』。

宇都宮大学国際学部多文化公共圏センター (2014) 『福島乳幼児・妊産婦プロジェクト (FSP) 報告書』。

国際協力 NGO センター (2014) 『JANIC 『放射能と闘う人々と共に—JANIC 福島事務所活動の記録2011-2014』』。

ヒューマンライツ・ナウ翻訳チーム (2013) 『国連「健康に対する権利」特別報告書アナン・グローバー氏・日本への調査 (2012年11月15日から26日) に関する調査報告書』。

藤岡美恵子・中野憲志編 (2012) 『福島と生きる—国際 NGO と市民運動の新たな挑戦』新評論。